

かとう知っとこ情報 (第93版)

ホームページ・Instagram・Facebook でも情報発信

発行日：令和4年2月21日

発行：加東市商工会

加東市商工会

検索

事業復活支援金の概要について（再掲）

給付対象は次の①②を満たす中小法人・個人事業者が対象となります。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
- ② 2021年11月～2022年3月のいずれかの月(対象月)の売上が、2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月(基準月)の売上高と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者

※申請期間：2022年1月31日(月)～5月31日(火)

給付額

中小法人等 上限最大250万円 個人事業者等 上限最大50万円 を支給します。

給付額 基準期間^{※1}の売上高－対象月の売上高×5か月分

※1 2018年11月～2019年3月／2019年11月～2020年3月／2020年11月～2021年3月のいずれかの期間(基準月を含む期間であること)

給付上限額

売上高減少率	個人	法人		
		年間売上高 ^{※2} 1億円以下	年間売上高 ^{※2} 1億円超～5億円以下	年間売上高 ^{※2} 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

※2 基準月を含む事業年度の年間売上高

ホームページ



事業復活支援金 検索

<https://jigyoku-fukkatsu.go.jp/>

中小企業事業再構築補助金

新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する、以下の要件をすべて満たす中小企業等の挑戦を支援します！

必須申請要件

1. (a)2020年4月以降の連続する6ヶ月間のうち、任意の3ヶ月の合計売上高がコロナ以前(2019年又は2020年1～3月)の同3ヶ月の合計売上高と比較して10%以上減少しており、(b)2020年10月以降の連続する6ヶ月間のうち任意の3ヶ月の合計売上高が、コロナ以前の同3ヶ月の合計売上高と比較して5%以上減少していること。
※上記の条件を満たさない場合には、以下の項目を満たすことで申請可能です。
(a')2020年4月以降の連続する6ヶ月間のうち、任意の3ヶ月の合計付加価値額が、コロナ以前の同3ヶ月の合計付加価値額と比較して15%以上減少していること。
(b')2020年10月以降の連続する6ヶ月間のうち、任意の3ヶ月の合計付加価値額が、コロナ以前の同3ヶ月の合計付加価値額と比較して7.5%以上減少していること。

2. 事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と作成し、一体となって事業再構築に取り組む。

3. 補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加、従業員1人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加すること。

■中小企業：補助額100万円～従業員数に応じて8,000万円 補助率：2/3(6,000万円を超える部分は1/2)

■中堅企業：補助額100万円～従業員数に応じて8,000万円 補助率：1/2(4,000万円を超える部分は1/3)

お問い合わせ

事業再構築補助金事務局コールセンター【9:00～18:00(日祝日を除く)】

<ナビダイヤル> 0570-012-088 <IP電話用> 03-4216-4080

まん延防止重点措置の期間延長について

新型コロナウイルスの感染急拡大等により、兵庫県の「まん延防止等重点措置」の期間が延長されました。国の基本的対処方針等を踏まえた対策が実施されます。引き続き感染対策の徹底をお願いします。

区域:県全域

期間:令和4年2月27日(木)～3月6日(日)に延長されました。

〔外出自粛等〕

- 不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は極力控えることを要請
(但し、「対象者全員検査」を受けた者は要請の対象外)
- 時短要請時間外に飲食店等に入出入りしないことを要請
- 会食は、少人数、長時間・大声の回避、会話時はマスク着用の徹底を要請
- 店舗の店先・路上・公園等での飲酒など、感染リスクが高い行動の自粛を要請

〔飲食店等〕

(1)「新型コロナ対策適正店認証制度」認証店舗

○時短要請(以下を選択)

- ・5時～21時(酒類提供は11時～20時30分)
又は5時～20時(酒類提供禁止)

○同一テーブル4人以内、短時間(2時間程度以内)での飲食を要請(但し、ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等登録店舗で「対象者全員検査」の活用により同一テーブル5人以上の飲食可)

(2)上記以外の非認証店舗

○時短要請:5時～20時(酒類提供禁止)

○同一テーブル4人以内、短時間(2時間程度以内)での飲食を要請

○「新型コロナ対策適正店認証」取得の推奨
・感染対策の徹底

令和4年の確定申告について

コロナ協力金の取扱いについて

- 事業に関連して支給される一時支援金・月次支援金・休業協力金・時短協力金・雇用調整助成金などは、事業所得の雑収入として、青色申告決算書や収支内訳書に記載が必要です。なお、これらの収入は消費税の対象外となります。

税務関係書類における押印義務について

- 税務関係書類において、原則押印が不要となりました。

具体的には、確定申告書、青色申告決算書、収支内訳書等の提出書類や、開廃業届・青色申告承認申請書などの申請書・届出書類も押印欄が削除されています。

青色申告特別控除の変更について

控除額	55万円	65万円
青色特別控除の要件	1. 不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営んでいること 2. 複式簿記で記帳していること 3. 確定申告書に貸借対照表と損益計算書などを添付し、確定申告期限内に申告を行うこと	1. 左記55万円の控除の適用要件を満たしていること 2. 次のいずれかに該当すること ・e-Taxで電子申告をおこなうこと ・仕訳帳及び総勘定元帳について電子帳簿保存を行っていること